平成 2 7 年 1 0 月 2 日 第 1 1 7 2 4 号

2 4 号	1				7	目次	担当課(室)
第117		么	<b>十</b> 以 発 行	出山県	8	保安林の指定予定の正誤	治山課
	目	次	ļ	担当課	(室)		
	<b>引</b>	示】					
	産業廃棄物処理施	設の変更許可	申請につ	循環型社会	4推進課		
	いての縦覧						
	育成医療及び更生医	療を担当す	る医療機	障害福祉課	B/K		
	関の指定						
	育成医療及び更生	医療を担当す	る医療機	"			
	関の指定の辞退						
	指定居宅サービス	事業者等の指	定	長寿社会課	<b>1</b> 小		
	指定介護予防サー	ビス事業者の	指定	"			
	指定居宅介護支援	の事業の廃止		"			
	指定居宅サービス	等の事業の廃	止	"			
	保安林の解除予定	~		治山課			
	"			"			
	"			"			
	"			"			
日	<b>【</b> 公	告】					
月 2	土地改良区清算人	への就職届		耕地課			
10,	都市計画の案の作	成に関する公	聴会の開	都市計画課	即本		
7年	催の中止						
, 2 7	落札者等の決定			用度課			
平成	【 正	誤】					
_							

岡山県告示第四百六十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の二 項の規定により申請のあった産業廃棄物処理施設の変更許可申請の概要は、

とが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載し り縦覧に供する。 この産業廃棄物処理施設の変更許可申請書及びこの産業廃棄物処理施設を変更するこ た書類を次のとお

この産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、 生活環境の保全

平成二十七年十月二日

上の見地からの意見書を提出することができる

岡山県知事 伊 木

太

# 申請の概要

- 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- (2) (1) 名称 エコシステム山陽株式会社
- 岡山県久米郡美咲町吉ケ原字火の谷一一二五
- (3) 代表者の氏名
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

岡山県久米郡美咲町吉ケ原字池ノ内六六八番、 六七二番、 同字平岡谷六七四番、

同字火ノ谷六八一番一、 | | 四番三、 一一一四番五、 同字繁山一一二九番七

3 産業廃棄物処理施設の種類

フェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の 汚泥の焼却施設、 廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、 廃ポリ塩化ビ

産業廃棄物の焼却施設

- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の
- 産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を除く。)

廃プラスチック類、 燃え殻、 金属くず、 汚泥、 ガラスくず・コンクリー 廃油、 がれき類、 ば トくず (がれき類を除 Ь (これらのうち

石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上八種類

(2) 特別管理産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等、 ポリ **、塩化ビフェニル汚染物、** ポリ 塩化ビフェニル処

理物 ( これらのうち低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)

5 申請年月日

縦覧の期間及び場所 平成二十七年九月十七日

2

この告示の日から平成二十七年十一月二日まで

岡山県美作県民局地域政策部環境課、

美咲町住民課及び美咲町柵原総合支所住民

意見書の提出

平成二十七年十一月十六日まで

2 提出先

岡山県美作県民局地域政策部環境課

意見書に記載すべき事項

意見書提出者の氏名及び住所

(3) (2) (1) 申請者の氏名及び住所

施設の設置場所

(4)

生活環境の保全上の見地からの意見 ( 日本語にて記載すること。)

岡山県告示第四百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次の

とおり指定した。

平成二十七年十月二日

赤磐医師会病院 名 称 指定した医療機関

しもまち薬局

すさい薬局

くすりのラブ薬局二階町店 くすりのラブ薬局津山東店

> 赤磐市周匝七二八 - 二 高梁市下町五八 - |

津山市二階町三

調剤 調剤

津山市押入一一三六 - 一六

調剤

調剤

腎臓

赤磐市下市一八七 - 一

所 在 地

担当する医療の種類

畄 Щ 県 知

事

伊 原 木

隆

太

指定年月日

平成二十七年十月一日 平成二十七年十月一日

平成二十七年十月一日

平成二十七年十月一日

平成二十七年十月一日

岡山県告示第四百六十三号

医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する

平成二十七年年十月二日

指定を辞退した医療機関

名

称

ファーマシィさくら薬局

くすりのラブ薬局津山東店

くすりのラブ薬局二階町店

所 在 地

津山市押入一一三六 - 一六

津山市津山口三二九 - 六

津山市二階町三

調剤 調剤

調剤

担当する医療の種類

辞退年月日

畄 Щ 県 知

事

伊 原 木

隆

太

平成二十七年八月三十一日

平成二十七年九月三十日

平成二十七年九月三十日

岡山県告示第四百六十四号

項本文の規定により、 介護保険法 ( 平成九年法律第百二十三号 ) 第四十一条第一項本文及び第五十三条第一 次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事

業者を指定した。

平成二十七年十月二日

岡山県知事

原木

太

事業所の名称及び所在地

-名 称

ヘルパーステーション 自由が丘

岡山県苫田郡鏡野町奥津九六

2

所在地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

村田台

2

所在地

株式会社」 - Class

二 指定年月日

岡山県苫田郡鏡野町奥津川西二四四番地二

平成二十七年十月一日

三三七三五〇〇四七三 介護保険事業所番号

兀

サービスの種類

五

訪問介護

介護予防訪問介護

岡山県告示第四百六十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、

とおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十七年十月二日

岡山県知事

原木

太

事業所の名称及び所在地

· 行

デイサービスセンター フェニックス

所在地

岡山県玉野市玉原二丁目二四番四〇号

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名彩

社会福祉法人陽光会

2

所在地

岡山県玉野市玉原二丁目二四番四〇号

一 指定年月日

平成二十七年十月一日

兀

介護保険事業所番号

ⅢⅡ七○四○○四Ⅱ○

サービスの種類

五

介護予防通所介護

岡山県告示第四百六十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第二項の規定により、 次のとお

り指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年十月二日

太

事業所の名称及び所在地

てくてく介護支援相談所

2

所在地

岡山県瀬戸内市長船町長船一一六 - 六

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

2 所在地

有限会社創

岡山県瀬戸内市邑久町尾張一六二 - 六

廃止年月日

平成二十七年八月三十一日

三三七一〇〇六二三 介護保険事業所番号

兀

サービスの種類

五

居宅介護支援

事業所の名称及び所在地

在宅ケアサー ビス居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町里山田五九七 - 一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

在宅ケアサー ビスステー ションやかげ有限会社

2

所 在 地

岡山県小田郡矢掛町里山田五九七 -

介護保険事業所番号 平成二十七年十月三十日

兀

五

三三七二八〇〇三八七

岡山県告示第四百六十七号

の規定により、 介護保険法 ( 平成九年法律第百二十三号 ) 第七十五条第二項及び第百十五条の五第二 次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業

を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年十月二日

事業所の名称及び所在地

岡山県知事

原 木

太

有限会社平山電建

2

岡山県高梁市有漢町有漢三三三四 - 一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

有限会社平山電建

2

所在地

岡山県高梁市有漢町有漢三三三四 -

廃止年月日

平成二十七年十月三十一日

三三七〇九〇〇四三七 介護保険事業所番号

兀

サービスの種類

五

特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売

岡山県告示第四百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十七年十月二日

解除予定保安林の所在場所

久米郡美咲町打穴下字槙乢八一二の二

保安林として指定された目的

水原のかん養

解除の理由

 $\equiv$ 

水道事業用地とするため

岡山県知事 伊

尹 伊原木 隆

太

岡山県告示第四百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十七年十月二日

解除予定保安林の所在場所

原木

太

真庭郡新庄村字備中谷四九四の一四から四九四の一七まで

保安林として指定された目的

解除の理由

 $\equiv$ 

道路用地とするため

岡山県告示第四百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十七年十月二日

解除予定保安林の所在場所

伊 原

太

加賀郡吉備中央町神瀬字川平一八九五の三、一八九五の四

水原のかん養

保安林として指定された目的

解除の理由

Ξ

指定理由の消滅

岡山県告示第四百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十七年十月二日

解除予定保安林の所在場所

太

保安林として指定された目的美作市東谷上字トヨナリ五七四の四

解除の理由

Ξ

指定理由の消滅

用する同法第十八条第十六項の規定により、 【四〇一】土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第四項において準 土地改良区清算人の就職の届出があった。

平成二十七年十月二日

岡山県知事

伊 原 木

太

土地改良区の名称

就職清算人 色土地改良区

就職清算人氏名

北本 枡形 尊俊 章 弘

尾川

直義

=

筒塩 石原 林原 郎

聖康

四三 八〇九 八五八

住

所

津山市一色六七四  $\equiv$ 

聴会については、 (四〇二)平成二十七年八月十八日付けで公告した次の都市計画の案の作成に関する公 意見書の提出がなかったため、 開催を中止する。

平成二十七年十月二日

岡山県

代表者

岡山県知事

原

中止する公聴会

五〇二会議室		
倉敷市役所本庁五階		区の変更
0	一時三十分から	計画区域の区域区分及び臨港地
倉敷市西中新田六四	平成二十七年十月八日午後	倉敷市に係る岡山県南広域都市
公聴会の場所	公聴会の日時	公聴会に係る都市計画の案

五

年政令第三百七十二号)に基づき、 (四〇三)地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し

平成二十七年十月二日

岡山県知事 伊 原 木

太

落札物品の名称及び数量

分光エリプソメータ 一式

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

Ξ

落札者を決定した日

平成二十七年九月九日

落札者の氏名及び住所

四

株式会社大熊

岡山市南区大福三七八番地一

二三、七六〇、

○○○円(うち消費税額及び地方消費税の額一、七六〇、○○○円)

六 契約の相手方を決定した手続

般競争入札

七

平成二十七年七月二十八日

定)に誤りがあった。 〔二二〕平成二十七年七月十四日付け公布岡山県告示第三百四十九号 (保安林の指定予

ら二・終わりか		項 ・ 行
「次のとおり」	字法木上一六二四、字法木ノ上一六六八	誤
「次の図」及び「次のとおり」	の図に示す部分に限る。) 一六六八 (以上二筆について次字法末上一六二四・字法末ノ上	Œ